

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇ 條 例 地方自治法第八條の規定の施行に関する條例の一部改正
- ◇ 告 示 町村の廢置分合

右 同 定例県議会の招集

條 例

地方自治法第八條の規定の施行に関する條例の一部を改正する條例をここに公布する。

昭和二十七年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三十八号

地方自治法第八條の規定の施行に関する條例の一部を改正する條例

告 示

この條例は、公布の日から施行する。

附 則

地方自治法第八條の規定の施行に関する條例（昭和二十三年鳥取県條例第七号）の一部を次のように改正する。
第二條第二項を次のように改める。

前項各号の基準に該当しなくても、その差が僅少であつて、工業、観光その他諸般の狀勢からして近くその基準に達する見込が確實であるとき又は町村の廢置分合を行う場合において、その關係町村に町の加わつてゐるものにあつては、これを町とすることができ。

鳥取県告示第四百八十八号

地方自治法第七條第一項の規定により鳥取県八頭郡船岡村、大伊村及び隼村を廢し、その区域をもつて、新たに船岡町を置き、昭和二十七年十一月三日から施行する。
なお地方自治法施行令第一百七十七條第一項の規定による船岡町の人口は六、五九一人である。

昭和二十七年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百八十九号

地方自治法第七條第一項の規定により鳥取県岩美郡成器村及び大茅村を廃し、その区域をもつて新たに大成村を置き、昭和二十七年十一月一日から施行する。
なお地方自治法施行令第七十七條第一項の規定による大成村の人口は三、二五五人である。

昭和二十七年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百九十号

昭和二十七年十月二十三日定例県議会を鳥取市に招集する。

昭和二十七年十月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印

刷

所 縣